

麻生介護サービス株式会社に 「えるぼし」認定通知書交付

福岡労働局（局長 伊藤 正史）は、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）企業として、令和2年3月13日に、麻生介護サービス株式会社（福岡市）を認定決定しました。また、認定通知書の交付式を令和2年3月27日に行いました。麻生介護サービス株式会社の「えるぼし認定」の段階は「3」で、全ての評価項目を満たしています。



えるぼし認定マーク（3段階目）

～ 認定通知書交付式の様子 ～



松浦
雇用環境・均等部長

代表取締役社長
柳 倫明 様

《えるぼし認定とは》

女性活躍推進法に基づく認定の愛称を「えるぼし」認定とし、星の数で要件を満たしている評価項目の数（5つ全てを満たしている場合は★3つ、3つ又は4つであれば★2つ、2つ以下であれば★1つ）、「える（L）」は、Lady（女性）、Labour（働く、取組む）、Laudable（賞賛に値する）などの意味とエレガントに力強く活躍する女性をイメージ、「円」は企業や社会をイメージし、マークの色も認定段階で異なります。